

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議
第10回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第10回） 議事次第

日 時 平成25年11月21日（木） 9：00～10：49

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

議 題

- 1．原子力委員会の在り方の見直しについて

○森田座長 おはようございます。それでは、ただいまより第10回の「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

前は、私の事情で欠席いたしまして、大変御迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。

本日は、まず、山本大臣から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本大臣 職業病なので、立たないとしゃべれないので済みません。

有識者会議も10回目ということで、これまで原子力委員会について、ほかの機関で担うべきもの、担えるものについては、これをしっかりとやってもらうということで、原子力委員会は本来的な業務に集中するべきではないか。大きく言うと、こうした議論の流れになっていると思います。その後、後継組織の在り方についてもいろいろ御議論をいただいておりますが、まだまだ詰めなければいけない論点もあると思いますので、引き続き委員の皆様の闊達な御意見ををお願いしたいと思います。

きょう、10回と申し上げたのですが、本当に短い期間でお忙しい中、時間をつくっていただいて毎回集まっていたということに感謝申し上げ、この原子力委員会の抜本的見直しに向けて、きょうも是非御議論賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ですけども、御挨拶にしたいと思います。ありがとうございます。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局から資料の確認をさせていただきます。

どうぞ。

○石井参事官 それでは、議事次第に沿って資料の確認をさせていただきます。

資料1「組織に関する議論のとりまとめと論点」でございます。

資料2「行政庁に対して勧告をすることができる審議会等について（内閣府資料）」、A4横の資料でございます。

資料3-1「原子力委員会の在り方見直し後の委員会の専門性、事務局の機能等に関する考え方について（内閣府資料）」でございます。

資料3-2「見直し後の政策課題（例）（内閣府資料）」でございます。

資料3-3「他の審議会の事務局体制について（内閣府資料）」でございます。

参考資料1でございますが、原子力委員会設置法でございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

本日は、小幡委員、古城委員、寺島委員、増田委員は御欠席との連絡をいただいております。

また、本日の会議も公開で行います。

本日も原子力委員会から近藤委員長、そして内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁に御出席いただいております。

関係府省はいつもそうですが、基本的には質問にお答えいただくための御出席ということでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

さて、会議の組織に関する議論は、城山先生と増田先生に取りまとめをお願いしておりました。この資料に関しましては、事前に委員にはお送りさせていただいておりましたのでごらんいただいたかと思いますが、担当されました城山委員から要点の御説明をお願いしたいと思います。簡潔にお願いいたします。

○城山委員 お配りいただいています資料1について、簡潔に説明させていただきます。

これも前回論点のような形で例示をさせていただいて、それについていろいろ前回コメントをいただいたということをベースに少し再構成をし、膨らませ、かつ、その後いただいた意見等も入れる形で、以上のような形で出させていただいているということでもあります。

まず、1ポツのところでありますけれども、この間は項目だけ列挙していたのですが、山地委員等からのお話がありまして、要するに原子力委員会として何をするのか、あるいはここは裏側の話として、ほかの組織が何をするのか、その中で原子力委員会がどの部分を担うのかをある意味で多少明確にしないとなかなか議論が難しいのではないかということがありましたので、そこを少し書き込むということで文章の量をふやしている部分であります。

1つ目が平和利用と核不拡散というのが、今回絞り込んだときの1つの重要な領域だろうということが全体の議論の流れだと思いますが、同時に、前回たしか吉岡委員からお話があったと思いますが、外交の話でもありますので、どういうように扱うかはなかなか難しいところでもあるという御指摘があったところだと思います。

これについては、ここに書きましたように、二国間協定、国際的な情報の収集云々かんぬんも含めて、委員会が決定を行うか、若しくは意見を述べるという書き方にしています。つまり、これまでの運用を見ても、多くは意見のような形の意味表明が多いかと思いますが、決定ということの可能性もあり得るというので、一応両方書いているということでもあります。

関連した論点としては、恐らく平和利用、核不拡散をやると、場合によっては安全保障にもかかわることでもあり、迅速な対応が必要なこともあり得るので、一定程度自発的に活動することでも必要かと。ここは常勤議員が必要かどうかということにかかわってくるのですが、ある種の常勤のアドバイザー的機能が必要ではないかということが1つのインプリケーションであります。当然、事務局等の情報収集におけるサポートということも問題になってくるだろうということになります。

2点目ですが、廃棄物の処理、「バックエンド」は使うなというお話だったので、そこはこういう表現にさせていただいて、廃棄物の処理・処分を中心とした核燃料サイクルという書き方にしています。これについてはどういうことがあり得るかということ、技術評価あるいは技術だけではなくて処分の在り方、要するに廃棄物の処理の抜け落ちたところが

ないかということのレビュー等も含めて検討を行うことがあり得るという形で書いています。ここは多分どこまでこれに関与すべきか若干皆様方の中でも意見の濃淡はあるかと思いますが、「あり得る」というのは若干弱めているというニュアンスであります。つまり、積極的にこれを恒常的にやっていくというよりかは、ある意味では依頼があったときにやるという側面が強いということで「あり得る」という表現になっています。

そのこととも絡んできますけれども、論点としては、省庁のほうから諮問に答えるということが中心。ただし、もちろん自発的に言うことを排除するわけではないということでもあります。

専門家による専門部会をやる。つまり、委員が全部委員会で判断するのではなくて、場合によってはつかさつかさで専門家による専門部会というものもこういう分野であれば、必ずしも迅速性ということが要求されるわけではないので可能ではないかということが論点として書き込ませていただいたことであります。

3つ目の原子力利用に関する重要事項、当面、福島対応がありますが、それ以外も当然ありますけれども、そのことについては必要かつ迅速に意見を述べるということでもあります。このときにどうやって課題を抽出するプロセスを設計するかということが重要だろうということ。あるいはそれをサポートする事務局体制の問題がありますが、同時に、ここは即応性のようなことをどう考えるかが1つの論点だろうと。つまり、平和利用、核不拡散ほど必ずしも自発的動きが必要ではないかもしれませんが、ただ、先ほどの廃棄物処理のように、多くの場合、受け身で諮問に答えるということだけではなくて、自ら論点に注意喚起をするということはある程度あり得るので、そういう意味でいうと、1と2の中間的な位置づけかなと思いますが、ある種の即応体制は必要になるかもしれない。このあたりも意見をいただきたいところであります。

以上が役割に関する前回の議論に基づいた整理であります。

2つ目以降は、これと関連していますけれども、組織に関する事項ということでもあります。

1つ目は、他機関との関係は、前回、原子力規制委員会との関係を出ししていましたが、必ずしもそれだけではないということです。項目としては他省庁あるいは総合科学技術会議等々の関係も入れるということでもあります。ただ、前回御議論いただいた点の多くは、規制委員会との関係というところにかかわってまして、つまり、平和利用に係る規制、セーフガードについては、規制委員会に落ちている、自立的にやっている世界でありますので、そういうことに対してちゃんと情報を持ったり、あるいは意見を言えるというようなことが重要だということが指摘事項としてあったと思います。

それを踏まえて論点として書いてあるのは、平和利用の規制の個別のオペレーションは規制委員会マターでありますけれども、規制の在り方とか規制について課題があった場合に一定の意見を言えるようなことが必要ではないかというあたりが論点のa、bであります。ただ、これは恐らく条文上でいえば、必ずしもセーフガードにかかわる話ではなくて、

安全の話についても一定の運営的な立場から意見を言うことも排除する話ではないと思いますが、平和利用の話をここでは特出ししているということでもあります。

その上で、情報共有だとかについては、密接に行うべきだというのが皆さんの意見としてかなりあったと思いますが、そのとき、どういう形態をとるのか、どういう連絡の場をつくるのか。既にかかれてある規定との関係でいえば、原子力委員会は先ほど申し上げたように安全、ここにセーフガードも含んで議論することができるわけですが、する際には原子力委員会に通知をしなければいけないということになっていますので、当然、通知しなければいけませんが、それも含めてどういう連絡の場にするのかというあたりの設計が課題だろうということになります。

これは規制委員会との関係の特出しして書いていますが、同時に各省庁との情報共有の話というのはあり得まして、これは戦略的に政府内での情報共有をすべきだというのは論点として前にまとめたものにも入っておりましたし、先ほどの活動として考えている平和利用、不拡散あるいは受け身で廃棄物処分について意見を言う。これらも外務省あるいは経済産業省との情報共有というのは前提となる話で、ここをどうするかという話は残るだろうということでもあります。

大きな2つ目は大臣との関係ということでありまして、特に増田委員から、やはり担当大臣は必要だろう。その役割としては、内閣全体に委員会の決定をある意味ではつないでいくような役割が重要で、ただ、そうは言っても、同時に、大臣から場合によっては独立した意見を言うという機能も重要なので、そこのバランスをどう考えるかということがあったかと思います。論点のところは、それをほぼ踏まえて文章を書きなおしているということになります。

委員会としての在り方、そもそも委員会とするかどうかということも含めて論点かと思いますが、まず、設置場所については、橘川委員、増田委員のほうからは内閣府ではないかというお話でしたが、他方、吉岡委員のほうからは、環境省ということもあり得るということで御意見があったかと思います。

メンバーについては、ある種の民主的運営ということも確かに重要ですが、今回の特出した任務との関係でいえば、専門性というのが重要ではないかというのが橘川委員の御意見だったかと思います。他方、多様性の確保といったところは、専門委員、参与等も活用するという余地があるだろうということです。

委員長については、専門性、識見等、そういうところは重要だろう。多様性の観点でいえば、学会あるいは消費者、組織からの人の入れ方をどう考えるのか。あるいは多様性というときに本当に5必要なのか、3ということもあり得るのかといった等々の論点もあったということかと思います。

最後の吉岡委員のところのコメントは、むしろ議論の中では前回ここで出てきたのですが、1ポツの「(1) 平和利用と核不拡散」におけるある種の権限分配の話にかかわる点かと思います。

前回の議論を踏まえての論点ですけれども、その設置場所については、従来のように必ずしも原子力委員会を推進ということではなくて、推進と規制の全体にかかわる管理運営という側面があるので、内閣府に設置するということでもいいのではないかなというような意見もあったかと思いますので、こういう方向でいいかどうかというのが1つの確認事項であります。

委員あるいは構成の仕方としては、独任のアドバイザーということも論理的にはあり得るのですが、やはり前回の議論の皆様の感触としては、従来のようなバランスを考えるとということだけではなくて、専門性を重視すべきだということが一方で御意見がありつつ、とはいえ、一定の合議体であるという方向性があったのかなというところでbのようなまとめ方にしています。

委員については、専門性ということを重視する。委員長というものの一定の特別な役割を書いています。これは委員を選んだ上で互選するというような方式もありますが、やはり委員長と他の委員の役割は若干違うだろうと。反映させるべく強い指導力を持って調整を行えるものというのと、かなりスーパーマンを期待せざるを得ないのかもしれませんが、要は、一般の委員と委員長というのは役割が違うのだろうということがポイントかと思います。

他方、多様な委員については、参与あるいはその後に書いていますけれども、専門委員等を活用するということもあり得る。これも多分御議論いただく必要がある論点は、常勤委員の扱いで、これは先ほどの平和利用、不拡散、場合によっては重要事項への対応というところは、ある種の即応性が求められるので、常勤委員というのが必要ではないかというインプリケーションかと思いますが、それでいいのか。あるいは常勤委員の範囲はどのぐらいで考えるのかということです。

委員長代理をどう考えるかというのは、あくまでも会議を開くという趣旨なのか、委員長代理は場合によったら委員長と同じようなことができるという人を置くという趣旨なのか。後者だとすると、同じ種類の人を2人ここで確保しなければいけないので、人数上の制約はかなり大きくなって、そこまで必ずしも期待する必要はないかもしれない、そういうインプリケーションであります。

これは前回出てきた議論で、恐らく確認事項で皆さんもかなり同意見だったと認識していますが、同時交代というのはなるべく避けるような運用形態を考えるべきだろう。今度、仮に一新されたとしても、人によって任期を変えておいたほうが継続性という観点でいいでしょうし、一定の独立性を確保する上ではこれが望ましいのではないかなということでもあります。

その次、事務局の機能についてでありますけれども、論点は前回から書かれたとおりであります。意見についても皆様からいただいたものをそのまま載せていますが、論点のところだけ若干幾つか重要な点があるかと思いますので、確認しておきたいと思います。

1つは、事務局職員で利害関係者を入れないということは、かなりの方向性として共有

されていると思いますが、その利害関係者の範囲で電力事業者は入れないのだけれども、原子力機器メーカーからは入っているということなので、それはおかしいのではないかという話があったので、ここは両者からのメンバーは入れないということでもいいかどうかということでもあります。逆に言うと、これを入れないと専門知識が確保できないので問題だということもあり得るかもしれないので、ここは確認しておくべきだろう。ただ、一応ここは限定しているのは、出向は受入れないという書き方であります。つまり、来て戻る人です。リタイアして完全に来るという人を排除するということではないというのが今の書き方であります。そこについての皆様の御意見を多分確認する必要があるかなと。他方、利害関係者を排除した場合に、大学等のアカデミーの人材活用は必要なので、それがどういう形で可能かということでもあります。

dも若干個別的な点ですけれども、原子力開発機構からの人をどう考えるかということでもあります。これはdとgとも絡んできます。例えばJAEAというのはある種の重要な専門的知識の供給源で、そこのやりとりはかなり重要であるという側面と同時に、原子力研究開発機構も、もんじゅも含めてオペレーターだという側面もあるわけでありまして、そこを通常の事業者と分けて考えるということが一定程度できるのかどうかです。あるいはJAEAからも人が来てもらう場合にも、場合によっては片道切符でないとだめだという議論もあり得るかもしれないと思います。規制委員会等はJAEAからの人にかかなり依存していますけれども、伺っている範囲では退職して来られているということですので、そういう整理の仕方もあり得るということです。

きょう、資料もいただいていると思いますが、指定職で、この場合には担当指定職は2人ですけれども、いずれも科学技術イノベーション政策全体を担当されている方なのでパートタイムであるわけですが、もう少しコミットする必要があるかどうかというのが1つの論点、eであります。

このあたりが事務局機能についての主たる点ということになります。

以上が全体になりますけれども、きょう、御欠席ですが、増田委員から、先ほど御紹介させていただいた大臣との関係の部分については、別途メモをいただいているので確認をさせていただきます。

ほぼ先ほどの主な意見、論点に書き込まれていることとほぼ同様ですが、若干念のために確認しておくと、1つは担当大臣を明確にするということは望ましいということでもあります。その主たる機能は、内閣の中で原子力委員会の決定あるいは意見を伝えていくという、ある種の触媒的機能が重要だということでもあります。そういう機能を果たしていただくためには、原子力委員会の活動にふだんから関心を持っていただき、問題意識の共有をすることが大事であり、意見交換の機会などを一定の頻度で行っていただくことが必要だろう。

他方、これもメモにも書いてありますが、一定の大臣からの独立性ということもアドバイスをする上では大事なことで、そちらにも配慮しなければいけない。こういったようなこ

とが増田委員からの意見としてあります。これは前回、山本大臣が最後おっしゃられたように、大臣として結局何をやるのかを明確にしてほしいというお話がありましたので、それに対する1つの増田委員なりの御発言かなと考えております。

以上であります。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介いただきました組織に関する議論の取りまとめと論点につきまして、質疑、意見交換を行っていきたいと思います。議論が必要な部分については論点としてまとめていただいておりますので、それに沿って進めていきたいと思っております。

本日は、まず、2の「(3) 委員会の在り方」まで意見交換を進めて、その後で内閣府のほうから事務局に関する資料が提出されておりますので、それについて御説明いただきまして、最後に2の「(4) 事務局の機能について」を意見交換する。そうした流れで進めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

今回の議論につきましては、城山委員と増田委員に組織に関する方向性として取りまとめいただき、次回はその方向性について確認をしていききたいという手順で進めていききたいと思いますけれども、この点もよろしゅうございますね。

(「異議なし」と声あり)

○森田座長　ありがとうございます。それでは、そのようにして進めたいと思います。

では、まず1の取り組むべき事項について、これは随分これまで議論してきたところかと思っておりますけれども、更に御意見があれば御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員　おはようございます。ありがとうございます。

委員会決定というのが恐らくは決定の後に閣議にかけられるという閣議報告や閣議決定という形になるものと理解しておりますけれども、現在の原子力委員会でも原子力政策大綱とか、更にその前のさかのぼる長期計画などはそのような方式でやっていたと思うのです。委員会決定は余りなされなかったように思うのです。何年に何回ぐらいなされてきたかということはずっと記憶にないのですけれども、誰か御存じであれば教えてほしいというのと、決定の意味は閣議にかけるといふ、おおむねそういうことでよろしいわけですね。一応確認です。

2番目で、下のほうで論点aとありますけれども、各省横断的な事項について各省からの諮問に答える。矛盾するような気がして、各省横断的なのを各省からの諮問というのは、後段の各省というのがもう少し広いほうがいいのではないだろうかというような気がいたしました。

とりあえず2点、気づいた点を申し上げました。

○森田座長　ありがとうございました。これは今までの委員会決定ということについては内閣府のほうでお答えいただけますか。それとも。

○板倉参事官 委員会決定という形では年間何回も行っておりまして、例えば決議。もちろん、政策大綱などもそうでございますが、そのほかにも個別事項についての様々な決定等を行ってございます。今、吉岡先生がおっしゃっているのは、長期計画、政策大綱のようなもの以外にもあるのかという御趣旨でしょうか。

○吉岡委員 要するに政策大綱とか、ああいう大きなものは閣議に諮られたわけですが、そのほかの決定というのはどういう権限というか、効力を持つのかということです。

○板倉参事官 そういう意味では、閣議に報告し、例えば尊重するということ決定をするのは政策大綱でございます。それ以外の決定につきましては、特段そういったことは行っていないので、決定した上で各省に対してそれを周知徹底するという形で、各省における政策の中で実行していただくという形になっております。

○森田座長 では、石井参事官、どうぞ。

○石井参事官 若干確認ですが、省庁再編以前は、決定についての尊重義務というのがたしかあったかと思います。そういう意味で、様々な委員会決定をして、閣議などを経ずしても内閣総理大臣又は各省に対して尊重という形でやられものがほとんどでございまして、恐らく関係のいろんな専門部会で報告、例えば吉岡先生であれば高速増殖炉の懇談会などで報告書が出たときは、委員会で決定をされて、それについて各省で尊重されるというスキームがあって、省庁再編以後、そういう尊重義務がなくとも委員会決定をして、当然のごとく、それは各省でそれに沿って進められるという仕組みになっていて、長期計画はそういった中で政策大綱になるときに恐らく閣議で尊重をきちっとしていただくための閣議決定をいただいたという特殊な扱いをされたとたしか説明があったかと思いますが、それでよろしゅうございますか。

○近藤委員長 そのとおりです。

○森田座長 わかりました。ただ、私も気になりますのは、特に（１）の【考えられる業務】の中で、委員会決定を行うか、若しくは意見を述べると書いてありますけれども、行政組織の場合に、通常、決定をするということの意味ですけれども、それぞれの機関ですから、何をするかということについて決定するというのは日常的なことで、内部的な意思疎通の意思を固めるということになるかと思いますし、それが政府内において担当している部門としての意思を決定する。これはまさに大綱を決定して内閣、閣議に送るというのはそういう決定になろうかと思いますし、最終的に対社会的、対国民に対して効力を持つような決定を行うというのもあり得るわけですし、これは最終的には内閣ということになるかと思いますけれども、ここの場合の方針決定とか委員会決定、非常に特出しの形でお書きになったのは、城山委員、どういうことなのでしょう。確認させていただきます。吉岡先生の質問と重なるところがあるかと思います。

○城山委員 要するに委員会決定という形式をとる。今までもあった形態なので、その形態はとる。もちろん意見を述べるというのも多分ある種の意見を決定するというプロセスなので、そういうことは当然実態としてはある種の決定だと思いますが、いわゆる委員会

決定という形式を活用する可能性を残すということでもあります。

ただ、この委員会決定というのは、森田先生がおっしゃられているのと直接国民に効力を及ぼすようなものかという、ほとんどの場合、恐らくそういうものではないだろうと思います。かつ、かつてであれば尊重義務というのかかっていたけれども、必ずしも現状でいうとそういうことではない。そういう意味でいうと、多分この委員会決定はこういうようにすべきだということで他省庁にかかわる話があるかもしれませんが、それがどれだけ実効性を持つのかということは必ずしも制度的には担保されませんが、しかしながら、そういう意見といいますか、決定をすることは必要だろうという、その程度の理解でこういう形の表現を現状ではとっております。

○森田座長 わかりました。その組織が所掌事務についての自分たちの意思を確定して対外的に出す。普通の審議会で言うと答申を決定するという趣旨に近い。

2番目は、吉岡委員の御質問ですけれども、各省横断的な事項について、各省からの諮問に答えるというのは少し意味がわかりにくいという御質問だったのですけれども、これは私の理解ですと、委員会なり何なり、あるいは各省の中だけでおさまらないような事項については、政府全体としてどう調整するかということについて、それぞれの省庁から諮問があった場合に、それについて答えるとか調整するとか、そういう趣旨かなと理解したのですが、よろしいでしょうか。

○城山委員 基本的にはそういうことでもあります。これは確かに各省が各省横断的だと判断したときに、自分だけでは手を負えないので、全体的な観点から意見を言ってほしい。それを踏まえてまた各省に戻ってきて、各省が多分ある種の意味決定を行うというサイクルを念頭に置いております。各省が各省横断的だと判断するものだけに依存していいのかどうかというあたりは、確かに論点としてはあり得るかなと思います。そのところは、この部分も確かこの前、論点のところで整理したと思いますが、自発的に意見を言う可能性を全く排除しているわけではありませんが、ここは少し抑制的に、この項目については考えるという方向だったかなということで、一応今はこういう整理にしているところです。

○森田座長 ありがとうございます。

各省以外からの諮問というのもあり得べしだと思うのですが、官邸からとか、そういうのは。

○城山委員 私の感じとしては、必ずしもそれを排除する必要はないだろうと思いますが、何か事務局のほうでその点がありますか。

○石井参事官 官邸といいますか、大臣からの検討のある種指示、それもある種の諮問、内閣総理大臣からの諮問とか、そういった形で整理されるので、用語のほうを少し工夫させていただきたいと思います。

○森田座長 橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 このタイミングでしゃべるかどうかかわからないところですが、要するに立地自治体との関係みたいなものが全然全体として書いていないのは問題かなと思います。

して、というのは、実態で去年の動きなどを見ていると、大飯の3、4号機の再稼働のときにも、国はストレステストシナリオというのを言っていたわけですが、これはほとんど事実上意味をなさないので、福井県が言っていた暫定基準シナリオというのを動かしていたわけです。9月14日に民主党内閣が30年代原発ゼロ方針というのを言ったわけですが、翌15日に経産大臣が青森県に行ったら、サイクルの継続と大間の工事再開というのが決まって、要するに実態として、私は立地自治体のほうに当事者能力があるというようところが現実問題としてあるのではないかと思います。ただ、立地自治体との関係を規制上と立地自治体の関係、ここはどちらかというと自治体の裁量の余地がないほうがいいと思いますので、規制庁が中心になってやったほうがいいと思います。

一方、経産省と立地自治体との関係は重要だと思うのですが、これはいわば推進サイドの関係という話になるので、規制でも推進でもないような問題、それは廃炉の問題だとか、3番目のところの当面する大きな問題だとか、あるいは平和利用のところでも青森県のところなどは非常に重要だと思うのですが、いずれにしても、そういう推進とかかわらない問題についての立地自治体との関係をこの委員会がやることになるのではないかと思います。それはタスクとして書き込んだほうがいいのではないかと全体を読んでいて印象を持ちました。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

ただいまの論点は、今、議論しておりますというファンクションを行うかということよりも、むしろ組織としてほかとどういう関係を持つかという2番目のところにかかわることかなという気がします。

○橘川委員　ここでしゃべることかどうか自信がなかったのです。

○森田座長　わかりました。

では、参事官、どうぞ。

○石井参事官　今の城山先生の資料の4ページの一番最後の1というところで、国会对応の後に諸外国、国際機関、地方等との意見交換。これ従来、近藤先生もかなり地方自治体などと意見交換を続けてきたという経緯もあるので、そこで御議論いただければと思っています。

○橘川委員　現実問題は地方自治体の中に立地県は13県ぐらいあるかと思うのですが、実力差が非常にありまして、福井県などもここに対応するような廃炉の組織を自治体として持ったりなどしているわけです。そういうことを考えますと、この位置づけだと弱い気がしまして、例えばアイデアとしては3、4の多様性の中に立地自治体の代表を入れるというような考え方もあり得るかと思う。確かにそういう話になると組織の話なので、今、しゃべることではないかもしれませんが、そういうような考え方もあろうかと思います。

○森田座長　ありがとうございました。これはまた組織とほかの関係のところでも議論したいと思います。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 全体を通じて1つ、議事運営の関係で質問ですが、これは論点整理の中にいろいろ問いかけがありますね。これについて特に異論がなければ皆さん賛成と取り扱われると理解しておいてよろしいでしょうか。

○森田座長 それ自体もお諮りすべきことかと思えますけれども、基本的に特に御異論がなかったという点については、そういう前提でもう一度最初に申し上げたように、城山委員、増田委員にまとめていただきます。

したがって、前提であったとしても、ほかとの項目との関係で矛盾その他がある場合には、当然調整をしていただくと私は理解しております。

○佐藤委員 わかりました。その上で3点ほど、この1について。

1つは、平和利用と核不拡散の考えられる業務、ここに書かれていることは賛成ですが、「保管プルトニウム」と書かれていますけれども、これは海外分も含めるのであれば「保有プルトニウム」とすべきではないかと思えます。

2番目の「事務局」の点。【論点】にあるのは事務局の在り方に後でかかわると思うので、そこで議論させていただいたほうがよいと思いますが、基本的に自発的活動ということは大事だと思います。したがって、常勤の人が要ということにつながるのだろうと思います。

3番目ですが、放射性廃棄物処理云々の【論点】のc、委員会は専門家に依頼する役割でいいか。この場合、「委員が専門家である必要があるか」という文章がひとつよくわからないのです。まず、前段の依頼する役割でいいかというのは、言うなれば、丸投げをするという意味なのか、あるいは、専門委員会と議論して、専門委員会に議論を頼んだ上で、委員会と専門委員会との間でももちろん意見交換がある、そして委員会としての考え方として採用していく。そういうプロセスなのだろうと理解したいのです。

その場合、「委員が専門家である必要はあるか」というのは、もし専門委員会をつくるのに委員側にも専門家をつくるのであれば大変になるので、ここの意味はどういう意味なのか、よく理解できない。

○森田座長 3番目は城山委員、お願いします。

○城山委員 3番目は表現が不十分で申しわけありません。専門家に依頼する役割でいいかというのはまさにそのとおりで、丸投げというよりは間に立つという意味です。私も必ずしも専門ではないので、むしろ山地先生の世界かもしれませんが、原子力技術の専門家といってもいろいろいるわけですね。そのときに放射性廃棄物の話までやれる人を本体の委員会に入れるべきかどうかといったときに、必ずしもその必要はないのではないかと趣旨であります。むしろ、この廃棄物の専門家は専門委員会のほうにそういう専門家に入っていただく。ここは逆に言うと、人数なり多様性との絡みでこういう書き方をしたということです。

○佐藤委員 そうすると、この場合は文章上として要らないのではないですか。

○城山委員　そういうことですね。

○森田座長　ありがとうございました。今のところですけれども、佐藤委員のは、1点目は字句の修正、2点目は趣旨に賛成という御意見で、3番目が今の御質問ということによりしゅうございますね。

3番目のところ、私自身の理解はコメントさせていただきますと、基本的に委員会を構成する場合に、民主的代表制というのと専門性というのと、後で論点に出てきますけれども、場合によりましては、矛盾しかねないような両方の価値をどのような形で組織としてバランスをとるかという問題かと思っておりますので、ここもそれがあらわれたと理解しております。

では、山地委員、どうぞ。

○山地委員　前の議論のところの1ページ目の(2)の放射性廃棄物処理・処分のところですが、ここで考えられる業務というところに、技術評価はいいにしても、そのときに各省横断的な合理的処分の在り方の検討というのがあって、そこで先ほどの質問に来るわけですね。各省横断的な質問は各省からの諮問云々と。ですが、私は前から申し上げていると思うのだけれども、この放射性廃棄物処理・処分問題というのは、今、ある意味、体制の議論がされているところだから取り上げにくいにしても、やはり実施主体はどこかに決まるわけだと私は理解しているのです。

そうすると、そのときに各省横断的な課題は一体何なのか。私にはもう一つそこが浮かんでこないのです。先ほど立地を進めると地方自治体との関係の調整というのがあるけれども、それは本来実施部隊のところの責任になるのではないかと私は思う。むしろ、各省横断的という意味であれば、(1)の平和利用と核不拡散のところ、例えば対外務省との関係、あるいは特定の重要事項の福島事故対応であるとする、研究開発があれば文科省が関係しているし、除染については環境省が関係している。各省横断的な事項というのは、むしろ(2)以外のところに適合すると思って、(2)は何をやるのですか。科学技術ですか。そこが私は前から申し上げたと思うのだけれども、実施主体のところで一元的に責任を持っていただくほうが一貫した対応という意味ですっきりするのではないのでしょうか。

○森田座長　これも城山先生、お答えいただけますか。

○城山委員　これを書いた趣旨として、1つは一応、山地委員の意見を念頭に置いてあり得るという、こういう書き方としてはそういうことであります。ベースは実施機関、実施省庁のほうだろうと。ただし、そういう可能性がないことはないだろうというぐらいが今までの議論のニュアンスかなというのでこういう書き方をしています。

確かにここだけに省庁横断的という言葉が入ってしまっているので、確におっしゃられたような違和感はあるかと思いますが、多くの場合は、むしろ(1)とか(3)にかかわる話だと思います。ここで各省横断的と言っているのは、確かにこの廃棄物はこれをするのですよと決めたものは、まさにインプリメンテーションをやるところの担当で、そこで完結するわけですが、ここも若干技術的な話になるので私は必ずしも十分理解できない

ところもあるのですが、こういう廃棄物をここでやりますよという枠づけの仕方自身、多分廃棄物は極めて多様なものがあって、どこが何をやるのかというところで漏れがあったり抜け落ちがあるということのを避けねばならないということがあって、そういうレベルに関しては、横断的という観点で関与するということがあり得るだろうと。ですから、そういうかなり限定した意味でこの合理的処分の在り方の検討というのは考えているというのが一応理解であります。

○森田座長 事務局からどうぞ。

○石井参事官 若干補足しますと、これまでの議論の中で、経済産業省、文科省からもそれぞれ廃棄物の問題の御指摘はあったかと思います。現状の廃棄物の処分の状況を見ますと、電気事業者が中心となっているものについては既に事業化が進められ、高レベル廃棄物については原子力発電環境整備機構（NUMO）というものができている。実際はそれ以外のものというのがございまして、例えば文科省の中で言うと、いわゆるRI研究施設の廃棄物というもの。これは処分区分ごとにいろんなものがあって、それがどこに行くかというのは原子力機構が今考えているという状態になっている。

一方、原子力委員会の長期計画の中では、たしか平成6年の長計からだったと思いますが、処分・区分ごとの合理的な処分の在り方がテーマになっていて、これは電気料金又は税金を使って処分をするに当たって、それぞればらばらで処分の議論を進めていくというのは経済的にも非常に無駄が多い。やはりそこは合理的な在り方を検討するというのが長期的な課題になったまま、なかなか廃棄物の問題は議論が進んでいないという状況にあるということで、各省横断的な課題として認識された場合は、引き続き原子力委員会で取り扱うということが想定されるということで挙げているということかと思います。

○森田座長 山地委員、よろしいですか。

○山地委員 ただ、どうでしょう。バックエンド問題といってここで取り上げている問題というのは、やはり基本的には高レベル廃棄物処分のことを念頭に皆さん議論されているのではなかったでしょうか。

○石井参事官 先ほどの説明で言いますと、文科省が御指摘になられたのは、高レベルの廃棄物の問題はNUMOという枠組みで同様に考えなければいけない。それ以外のものもありますよというのが文科省の問題提起としてあったかと記憶しておりますが、文科省、いかがでしょうか。

○増子原子力課長 先ほど説明があったように、原子力機構のほうではいろんな廃棄物があって、それはかなり原子力機構のほうで区分ごとにいろいろピットにするのか、あるいはトレンチにするのかとか、そういう議論をしています。それ以外の事業者のところでも、例えばウラン廃棄物の問題とか、必ずしも決まっていないのがありますので、それぞれ勝手に検討してもしょうがないので、それは共通の土俵で議論していただいたほうがいいだろうということで問題提起させていただいた次第です。

○山地委員 ウラン廃棄物としてTRUのことを言っておられますか。そうするとNUMOのどこ

ろで対応ということになっていると思うのです。

○森田座長 どうぞ。

○石井参事官 TRUといいですか、地層処分をする廃棄物についてはNUMOになっているかと思いますが、そこに至らないものというのが多分経済産業省でも文科省でもまだ具体化は進められていないということで整理されていると記憶しています。

○森田座長 では、近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 ここで廃棄物問題の議論になってしまっていますが、原子力委員会としては、それぞれについて考えるべき者は明らかにしてあるのです。ウラン廃棄物の問題は、民間事業者、廃棄物の所有者の責任で処分する。そして、ウラン廃棄物の処分にかかわる安全規制については、安全委員会が既にルールを整備したと思います。ですから、安全規制は体系ができていて、あとはインプリメンテーションの組織をつくるということになる。ただ、何が問題かという、非常に小さな事業者、個々のウラン廃棄物を持っている事業者がたくさん存在している中で、それがまとまって組織をつくって処分という行為を行っていくというところになかなか自発的にそれを待っていると時間がかかるなということがあって、それをどう加速するかということがあるのですけれども、これは一種、産業政策的に考えていただくべきではないかというのが原子力委員会のポジションです。

○森田座長 少し業務の内容について細かい議論になっておりますけれども、組織との関連で重要な意味を持つ場合には議論する必要があるかと思いますが、そうでない場合にはなるべく次の議論に移りたいと思います。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 1点だけ、先ほど申し上げるべきだったのですが、放射性廃棄物処理処分の関連で、随分前にも申し上げたことがあるのですが、いずれ国際的な関連が出てくる可能性があると思うのです。かつて検討されたような公海上の海底に奥深く沈めるといようなこともある。これも国際関係の絡みであるので、ここの国際的なかわり合いのことを少し顔を出しておかれたらいいのではないかなと思うのです。

政策的に言えば、今、国内で探そうとしているときに国際的なことを書くと若干脱線するような印象を与えるかもしれませんが、私は必ずこの核燃料サイクルの国際的な絡みは出てくると思いますので、それもここの中へ、この文章の中の「等」で読むのには弱いような気がいたします。

○石井参事官 これは確認ですけれども、たしか今の原子力政策上は、自国内での処分が原則という中で、その他のオプションをどう検討するかということの取扱かと思いますが、具体的にそれをやるという方針がない段階でここに書き込むのはかなり踏み込み過ぎなのではないかという気がいたします。

○佐藤委員 私が申し上げたのは、国内の今の政策を変えるという趣旨ではない。でも、今の国内政策そのものでも、あるいは国際的なかわり合いが出てくるかもしれません。例えば日本がモデルケースみたいなものをつくったら、それがベストプラクティスとして、

ほかのこれからの日本が原子力発電所を輸出する相手でも同じようなやり方ができるということも出てくるかもしれませんが、文章を考えていただきたいのですが、今の政策を変えるという意味ではなくて、いずれにせよ、国際的な意味合いとの絡みはあるということの認識を入れておく必要があるのではないかと思います。

○森田座長 どうぞ。

○近藤委員長 今のような議論は、廃棄物のみならず、様々な局面であり得るわけですね。それは多くの場合には、世界全体としての原子力の平和利用の推進というコンテキストと、核不拡散のコンテキストです。様々に各国ベースよりはインターナショナルなメカニズムに置いたほうがより合意性があるという観点の議論をするので、それはむしろ（１）のコンテキストで拾って、ここに国際協定や国際情勢の収集とありますが、レベルが違いますけれども、そういう国際的な取り組みについては絶えずイノベティブなアイデアの議論というのは国際社会で絶えずなされてきているわけです。その一つとして、今、佐藤委員が指摘された部分もあるので、そういう議論には誰が我が国として参加するかという問題がある。それは一義的には外務省ではないかという議論もあるのですけれども、原子力委員会は知り得る限りにおいて参加してきているという状況にあります。

○森田座長 どうぞ。

○城山委員 これは整理したときの意識は、今、近藤先生が言われたのにかなり近いのですけれども、そういう意味で言うと、確かに見てみると二国間協定とかかなり限定して説明のところに書いてあるので、まさに国際的な枠組みの在り方も含めて、多分平和利用と核不拡散ということでは考えるべき事項だという説明をむしろ加えておくというのが１つの在り方かなと思います。

○森田座長 機能の議論はこれぐらいにしたいと思いますが、基本的に将来的にもいろいろと新たに発生する可能性もあると思うのです。その場合に、原子力委員会かこれから考えている組織が、それに対してどういう役割を国内の組織において果たすかということはある意味できちっと書き込んでおくということが重要ではないかと思っております、個別的に具体的に何がどうあるかというのを現時点で余り細かく議論をしても、それで十分ではない、尽きるものではないと思います。

城山委員に確認させていただきたいのですけれども、「（１）平和利用と核不拡散」で【論点】a、b、cがあり、更に（２）で放射性廃棄物の処理・処分云々で【論点】a、b、c、dがあって、そういう形になっておりますけれども、【論点】の中には、例えば自発的に活動するというのは、ほかのところでもかかわると理解できるのではないかと思います。例えば各省横断的な事項についてというのは、放射性廃棄物の処理・処分だけに限定されているという趣旨なのか。先ほど山地委員からございましたけれども、そういう意味で言いますと、論点は組織全体の機能にかなり結びついている。それぞれの３項目に厳密に限定されるものではないという気がするのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○城山委員 おっしゃるように、厳密には限定されるものではないと思います。ただ、迅速な対応とか自発性がどういうところで要求されるか、ここは常勤の話に絡んでくるのです。それが例えば1のポツの中で言うと（1）の平和利用、核不拡散がかなり強いのではないかということで、ここはこういうことが言えるということをおっしゃる方がどう思われますかというのを確認した上で文章を書かないといけないなという趣旨であります。

（2）のところも全くないわけではありませんが、ここは今までの議論を踏まえるとかなり抑制的なことなのかなという、若干濃淡はあるかなと思っています。

○森田座長 わかりました。厳密に1対1で対応しているわけではないということですね。それでは、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

2番目が2の「（1）他の組織との関係」について御意見がございましたら、どうぞ。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 細かいことになって恐縮ですが、【論点】のaとb、bのほうには「平和利用等」が入っていて、これは不拡散のことも入っているという意味なのだと思うのですが、aのほうに「等」が入っていないのはどういう理由なのでしょう。

○石井参事官 これまでの議論で、佐藤先生から具体的に言われたものとしては、安全に関する規制の話の議論はないのだけれども、平和利用に関する規制、ダブルチェックはないにしても、まだ規制委員会でやるべきことがあるのではないかと御趣旨があったので、あえて規制の話はここに登場させた形で整理していますが、ただ、bのところは一方で安全全体の話でいろいろ課題があったときの対応の仕方として入れたということで、aはある種、特出的な話で、bに部分的には入るのかなというので、あえて分ける必要がないのかもしれませんが。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私は、ただ1の全体のところでは平和利用と不拡散と併記されている中で、2になってから平和利用だけになるとあれなので、そういう意味では核不拡散を含むという意味で平和利用等と理解してしまったほうが全体の流れとしては読みやすいのではないかと御趣旨で、文章上の問題として申し上げたのです。

○森田座長 よろしいですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。

原子力規制委員会との関係ということですが、私がいつも何度も念頭に置いていることとしては、原子力規制委員会は規制業務に非常に重点を置いていて、企画立案とか、そういうような機能が非常に乏しい。将来的には持つかも知れませんが、ということで、そこを原子力委員会が共同でやっていくというような役割を担うのが、少なくとも今の段階では適切ではないかと思って、この場でも1～2回、そのような趣旨の発言をしたと思うのです。論点としては書いていないのだけれども、そういう方向でいいのですか。

○森田座長 城山委員、どうぞ。

○城山委員 趣旨としては、おっしゃったような趣旨です。

今の佐藤委員の質問にも絡むのですが、平和利用等と書いてあるところは、安全も当然含む話なので、そこのある種の企画、全体をどういうように運営していくのかという話は当然後継組織の対象にもなり得る。そこがおっしゃられたように共同という形になるのか、とりあえず通知をして情報共有をした上で意見を言う。最終的な判断は独立した規制委員会ということになるかもしれませんので、その在り方は今後詰めていくことになろうかと思います。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

行政組織という観点から見た場合に、それぞれの組織がそれぞれの所管業務を持っているわけですが、それがお互いにぶつかり合う場合、重複するような場合と、あるいは実際の物事の間でどこも所管しないで隙間があいてしまうような場合があるわけですし、その場合に、いわゆる調整が必要になるわけですが、各ほかの機関との関係という場合は、調整の仕組みをどう考えるかということであろうかと思います。

これは次の大臣との関係にもかかわってきますけれども、普通、行政組織の場合には、最終的には上位の地位にいる人が調整するという仕組みになっているわけですが、その前の段階として水平的な調整を行うということになっていまして、ここで提案されている仕組みというのは、それに関して申し上げますと、自動的に調整ができる。自動的というのは微妙なところがありますけれども、要するに情報を共有することによってお互いに相手がどういうことをしているかということによって埋め合わせて、またすり合わせをするという仕組みが想定されていると考えて読めるような気がするのですが、前回欠席したものですからあれですが、そういう理解でよろしいのでしょうかということ。その仕組みで、実際には、私も城山先生も行政学をやっていますけれども、なかなかそれがうまくいかないというのが行政の世界だと思うのです。その辺についてどうでしょうか。

○城山委員 自動的にうまくいくとは思っていません。ただし、情報共有しておくことは当然の前提だろうと。基本的には、ある種の後継組織が意見を言うという役割なので、そういう問題提起をする。それは例えば今の例でいえば、規制委員会が受入れるかどうかはわからないわけですが、問題提起をするところまでがまさに水平的にできることで、最後はしかるべきレベルに上げるとか、内閣レベルの話に上げざるを得ないので、そこはおっしゃっていただいたように、むしろ大臣の役割との関係のところは出てくる話かなという理解であります。

○森田座長 わかりました。それならば、もう一つ、続けであれですが、その場合の情報共有の仕組みというのは何かここでお考えになっているような案、考え方というのはあるのでしょうか。これまでもいろいろ情報がなかなか共有されないというのが御意見として出てきたような気がするのです。

○城山委員 その具体案までは必ずしも十分詰まっていないと思いますが、今までである

と、推進と規制という、むしろ切断すべきだという側面がかなり強調されていて、実際そういう制度配置になっていたのだと思いますが、多分、今回の原子力委員会の後継組織の場合には、推進と規制というお立場ではなくて、もう少し運営という全体を見るという立場でありますので、情報共有するある種の制度的疎外要因はなくなるのだろう。だとすれば、きちっとそういうことをやれる仕組みなり、これは議論の中では前回人事交流なども含めて考えたほうがいいのかという話がありましたので、そこは規制委員会という相手のあることでありますけれども、その辺のいろんな仕掛け、人事交流というのは1つの例であります、考える必要があるだろう。

ただ、どうもいろいろ伺っていると、最後は人だということにもなっていて、結局、事務局機能だとか各省からどういう形で人に来ていただくのかとか、併任するのかとか、多分その辺が実質的な肝になるので、論点としては、むしろ後の事務局のところで挙がっていることにかかわってくるのだと思いますが、そこは紙に書いたからうまくいくという世界ではないので、むしろ、いろんな工夫が必要かなと思います。

○森田座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますし、後のほうで実際にワークするかどうかは人の問題、事務体制の問題はあると思いますが、制度の問題として、例えば情報共有する場合には、情報共有のような協議会といいましょうか、そういう機会をきちっと制度化するとか、もう一つは、別な問題でも出ておりましたけれども、いわゆる情報を提供することを何らかの形で義務づけるというような仕組みというのもあり得るかなということを御検討いただければと思います。

それでは、この部分はほかに御意見ございませんでしょうか。

次の大臣との関係というところについて、これは非常に重要だと思いますけれども、御発言がございましたら、どうぞお願いします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 このようにしたらよろしいのではないのかというはっきりした意見ではないのですが、1つの例として考えていましたのは、国家公安委員会です。あれは大臣が閣僚であって、他方、5人の委員は合議体として決める。私の理解が正しければ、委員の間で意見が一致しないときだけ大臣が決定権を持つので、さもない限りは5人で決める。ただし、外へは国会答弁も含めて、それから内閣に対しても御承知のとおり、大臣が担当される。あの距離感というのは1つの考え方かなと思うのです。ただ、国家公安委員会の場合には、御承知のとおり、名称は大臣が委員長なのです。委員会は、今度は私も委員長というのをつくったほうがいいのかという気がしますので、名称の問題で引っかかるのですが、距離感としては国家公安委員会的な、お互いにある程度の緊張感がある距離があるのがいいのかなという感じがいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 論点は別になりますけれども、これは質問なのですからけれども、従来の2000年までの原子力委員会というのは、原子力委員長が大臣であって、その大臣が独走したというのも大昔にあるわけです。初代のことを言っているわけです。そういう点で、独立制というのを保つ上では、大臣の実際に下で委員長代理以下がせっかく決めたものを覆してとか、ないものをつけ加えたりとか、そういうことが過去にどのくらいあったのかという。それはないほうがいいとは思うのです。過去にあったとすれば、それに対する歯どめみたいなものをつけておかなければいけないなと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

この辺は、今、国家公安委員会の例が出ましたし、確かに2000年の行政改革の前の原子力委員会も同じような形だったと思います。通常、この種の合議体の委員会の場合には、8条機関か3条機関かというような言い方をされますけれども、以前、この場で私も言ったかと思いますが、どちらでもない中間的な、いわゆる御前会議方式なのです。それがうまくいく場合と、機能的に国家公安委員会の場合にはそれがふさわしいだろうという形でああいう仕組みがつくられていると思いますけれども、それに関して申し上げますと、今、吉岡委員がおっしゃいましたように、いわば政治的なきちとした力でもって実行力を重視するか、あるいはある意味での政治性から距離を置いた独立制というものを重視するか。これもその辺のバランスをどうとるかということになってくるか思います。

その辺、もっと御意見があれば伺わせていただきたいと思いますし、なお、ここで主な意見でもございますけれども、担当する大臣を明示的に置きというのは、こちらの報告書では、それは要望するという形では書けると思いますけれども、これ自体、ここで言って大臣に決めていただくという話ではないものでございます。

ただ、仕組みとして、それがこの原子力の行政に関しては非常にふさわしいし、適切であるということをどういう言い方、説得力ある形で報告書に書くかというのがここでの課題かと思います。いかがでしょうか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 確認ですが、ここで書いたのは、要するに一定のつなぐ役割が必要だと、ただし、何でもできるかというところではないという議論があって、これは大臣の発言でもあられたと思いますけれども、要するに国会の委員会ではしゃべるときには、先ほどの廃棄物ではありませんけれども、つかさつかさの大臣がいる世界でありますので、多分こういところで国会答弁で答弁するという人は恐らく余りないだろうと。しかしながら、原子力委員以下として議論したものを内閣全体としての意思決定につなげるチャンネルというのが必要で、そこは担当大臣という役割で限定的に担っていただきたいというのがミニマムのここで期待することかなと。そういう意味で言うと、余り広げ過ぎないけれども、ただし、つなぎは必要だという、そのぐらいのところは今のニュアンスで書いているところという趣旨であります。

○森田座長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今、言われた中で、私、内閣に対して代表する立場というのは、とても大事だと思うのです。国会との関係もよく考える必要があると思うのです。例えば委員長がしょっちゅう国会に呼ばれるようでは、委員会のほうの業務に差し支えが出る可能性もありますし、必要に応じて出ることは、例えば日銀総裁が出るような感じでやることはよろしいかと思いますが、基本的に国会に対しての説明責任も大臣に負っていただくということが内閣と同じぐらい重要なのではないか。特に、業務を執行していく上ではそのような感じがいたします。

○城山委員 そこはむしろ実態はどうなっているのでしょうかというのを伺いたい。

○森田座長 近藤委員長、お願いします。

○近藤委員長 私は、大臣との関係については、いつも大臣がかわるたびに苦勞しているのですけれども、余りオフレコの的に言いますと、非常にわかりやすく大臣にこういう説明をすることがあります。

内閣における原子力委員会のパトロンだという言い方をするのです。そうすると、わかっていただける方は大変多いです。ですから、原子力委員会の考えは大事だと思ったことが内閣に伝わる。その距離感も含めて大臣に御判断いただくということで、例えばある決定をしたときに、これは総理に伝えたほうがいかどうかということについては、総理に直接言ったほうがいいのかと言われる大臣がおられるとすれば、それはそれでそれが実行されるという関係で、そういう政治的な取扱の場との決定との関係において、それを判断していただくのは非常に重要な存在感があるなど、まさに担当大臣としてやっていただけたという記憶が多くあります。

○城山委員 国会との関係というのはいかがでしょうか。

○近藤委員長 国会のほうで指名されればいつでも行かなければならないわけで、それは非常に様々な御質問をいただく。つい最近も、この状態について、なぜこんな中途半端な状態でお前は仕事をやっているのだと言わんばかりの質問を受けるとか、こんなことを言っただけではいけないですけれども、見ていただけるとそうなのだけれども、そういうことから始まって、例えば廃棄物問題について、あるいは福島の実態について、それぞれ委員会の関心があるときに原子力委員会の見解を聞きたいということで委員長が説明に行くことは年に数回はあると考えています。

○森田座長 私が確認させていただきたいのですけれども、現在の山本大臣というのは、いわゆる原子力委員会を担当するという位置づけではないわけですね。例えば諮問をして答申を受けるとか、そういう関係ではないのでしょうか。

内閣府のほうでお答えください。

○板倉参事官 大臣の担当業務の明確な担当の中には、原子力ということは書いてございません。ただ科学技術政策を担当する大臣として、原子力委員会も担当するというところでございます。諮問、答申という形では、基本的には内閣総理大臣から諮問を受けるという

ことはあろうかと思いますが、現時点の山本大臣からの諮問を受けるということは行っておりません。

○森田座長 一応内閣府に所属するわけですから、最終的には内閣総理大臣が主任の大臣ということになるかと思いますが、内閣総理大臣はありとあらゆることを全部所管してらっしゃいますので、なかなか個別的には難しいかなと思います。そのところをこの趣旨としては明らかに原子力委員会を担当する、そういう大臣を置くという趣旨でございませぬ。

ほかにいかがでしょうか。この有識者会議は組織について検討する会議でございますので、組織になると発言が少し少なくなるような気がしますけれども、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今の原子力委員会を担当するということの書き方で、科学技術とは区別した格好で明確にすることが大事だと思うのです。そこから先、例えば内閣の発表のときに、この大臣は何々担当、例えば沖縄担当とか出ますね。そういう格好で原子力委員会担当と出るほどの位置づけにするかどうか。

私、閣議のときの大臣の担当事項が出るのはどういう場合に、関係省庁があるものに対してということなのかよくわからないのですが、いずれにせよ、今までよりは原子力委員会を担当しているということを明確にするということが大事ではないかと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 素人っぽい意見になるというか、質問なのですが、私も科学技術担当ということ以外に、原子力委員会あるいは後継組織が所掌するものとして平和利用、核不拡散というのがありますので、それを担当している原子力委員会の担当大臣ということで私も理解しております。そういう意味では必要かと思うのです。

ただ、論点のところ、もう一つ理解がしにくいのは、論点のcの政権や大臣から独立との関係で独立制と書いてある意味です。つまり、担当する大臣と委員会は独立性があるべきだというのが前提にあると読めるのですが、それはどういうことなのでしょう。

○森田座長 それは書いた方に。

○城山委員 書いたということになっていますが、要するに基本的にアドバイスの機能なわけですね。これは3条委員会と8条委員会の違いにもなるわけですが、3条委員会は行政機関なので、独立ということはある得ないわけですね。それ自身、まさに行政決定を行う。ただし、この場合であれば、最終的に決定を行うのは、担当大臣というよりはむしろ内閣総理大臣かもしれませんが、それに対して一定の独立の立場でアドバイスをするというのがある種期待される機能なのだろうと思います。

かといって、それがレリバンスのないことを言ってしまうのは全く意味がないわけですが、ある意味では、多少多様な視覚を提供するということは、最終的に意思決定者

がしかるべき判断をするときの重要な情報提供になるのだと思うのです。そういう意味で言うと、実際の最終的な意思決定者間の一定の自立性を持っているということは、8条機関といいますか、諮問委員会的なものにとっては重要な側面というのがあって、それが一般論なわけですが、恐らく原子力に係る政策の歴史的経緯を考えると、そういう側面もある程度一定程度重視したほうがいいのではないかという趣旨だと思います。

恐らくそこが継続性みたいな話ともかかわってきて、任期との関係もある程度一律にやめる、要するに現状の政権が全部任命するという形ではないという形にしたいと思いますので、一定の専門性等の観点から、やはり一定の自立性を持ってコメントできる立場にしておくことが重要なという趣旨だと理解しています。

○森田座長 これは行政学の教科書で言いますと、もともと3条委員会もそうですけれども、こういう委員会システムというのはアメリカの独立規制委員会がスタートだと思いますけれども、そこでの考え方というのは、確かに大臣が主導して物事を決定するというのは民主的なコントロールという民主主義の観点からいうと非常に望ましいのですが、ある場合には、政治的な党派性が物事の性質上に悪い影響を及ぼす可能性がある。それを避けるためには、委員会自体を合議体にして、しかも専門家であるとか、直接、利害はかわらないような人たちが議論するという場をつくっておかなければいけない。

しかし、それが余りにも独立性が強くなりますと、今度は民主的なコントロールが効きにくくなる可能性もある。それが暴走する可能性がある。その両者をどうバランスをとるかというのが制度の在り方の難しいところだということだと思いますし、したがって、ここでもそうですけれども、大臣が主導してあくまでも内閣できちっと発言するという関係が非常に重要ですけれども、ある面では大臣に対して専門家としての専門性を持った組織としての独立性も保たなければいけない。これはまさに事務局も全体の運営体制も含めた、あるいは委員の選任の仕方というのはかかってくるわけですが、そうした意味での運用上、微調整をしていかなければならないと思います。その仕組みをどう設計するかというのはこれからの課題かなと思います。

○山地委員 一言だけ私の理解を言うと、民主的というところの担保は、大臣が選挙で選ばれたというプロセスを考えてみると、必ずしもそうでもないですが、民間大臣もあり得ますけれども、そこで民主的を担保して、今の場合の言い方だと、むしろ委員会のほうは専門性というか、そういう中立性を担保する、そういうことになるのですけれども、よろしいですか。

○森田座長 いわゆる党派的な政策判断とは別な多様な意見の代表制というのを担保する、そこも独立制という考え方があります。これが一番典型的なのは、日本でいいますと教育委員会です。よろしいでしょうか。

それでは、次の問題も非常に今の論点と密接にかかわっておりますけれども、「(3) 委員会の在り方」についてはいかがでしょうか。

これは今まで議論として委員会、委員会と言ってまいりましたけれども、そもそも委員

会とする必要性があるかどうかというのも論点として出ているように思います。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 そこに書いていないことで、委員は国会承認を必要とするということは当然のこととして考えられるのでしょうか。私はそうすべきだと思うのです。

○森田座長 前回、そういう議論はあったのでしょうか。

○城山委員 そこは前回詰めていない点です。それ自体、1つの論点だと思います。そうすべきだということで、多分その理由も含めて言っておいていただくと、今後まとめなければいけないと思いますので。

○佐藤委員 ここでしきりに「民主的な運営」という言葉が出てきますが、それは委員会の中での民主制の話であって、もっと大きな意味で民主主義国家としては、これだけ大きな担当大臣を置くような委員会であれば、委員は国会承認人事の対象にすべきではないかと個人的には思います。

○森田座長 それも制度的な説明をすれば、国会同意人事の場合には、少なくとも委員が国会から承認されているわけですから、国会に対しても、言うなれば一種の発言権というか、それがあるということになるわけですね。そうでなくて、大臣が任命だけですと、要するに行政の中だけの問題になります。

このことは反面いいますと、国会同意人事の場合には大臣との関係において委員会における委員の独立制がそれだけまた強くなるという関係にもなってくる。その辺は組織の設計をするとき、どのようにバランスを考えるかというところで考慮すべきことだと思います。

○佐藤委員 もう一点、今の国会同意人事にすること。規制委員会の委員は国会同意人事です。ですから、ときどき議論が出ていた規制委員会との体制その他は別として、重みにおいて同格という意味でも、国会の同意人事にしたほうがいいのではないかと私は思っています。

○森田座長 あとはいかがでしょう。ランダムに御意見伺ってもいいと思いますけれども、委員会の在り方については、委員会の所属、委員会とする必要性、委員として必要とされる在り方、常勤か非常勤かとか、かなり個別的な論点について、この前、御意見が出たようですけれども、それぞれについて、吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。今の佐藤委員の意見には賛成はしますが、国会同意人事とすること自体が政治的な取引の対象に規制委員会ではなっている。相当長期にわたって同意されないまま、ある種、緊急避難的な形で任命されていた。その辺をどう考えるのかという点で賛成ですが、やや気になることはあります。

主な意見として幾つか出ていますが、吉岡委員の引用が若干趣旨と違っているような気がしまして、例えば3ページの下から3つ目の○、環境省に置くべき、とまでは言っていないくて、複数の選択肢を示し、こう決めたのだという、初めから選択肢が1つというのはどうも手続上よくないという気がしたので言ってみたので、メリットがあるとすれ

ば、規制委員会と二人三脚でやっていくにはいいかなというぐらいの話でありまして、私は内閣府でいいと思っています。

その次のページですけれども、これも委員の選び方で、消費者組織や学会というのではなくて、官セクター、官僚OB、特に今は外交官です。電力業界OB、学者、それと民間人。民間人というのは、ここに書く消費者組織やその他という、テレビ、マスコミ関係者とか、そういう形で官産学民セクター別に選ばれていたという、実質的にそうであったということ指摘したのであって、それをどうするのかというようなセクター別ではないほうがいいのかなというのが、ある種の総合性を5人で発揮する必要はありますけれども、セクター別ではないような気もしたのでこういう問題提起をした次第です。

それなら何かというと、2つの主要ミッションがありますので、こちらのほうに関してはしかるべき専門性のある人を配置し、そればかりだと非常に困りますので、多様性も同時に持たせるということではないかと思っています。

これは福島事故のようなものが再発するということを考えたときに、今の原子力委員会では個別的に大活躍した委員もいるわけですが、ミッションとしては原子力委員会の本部ではなかったと認識しています。その場合に規制委員会とは違って緊急時に招集するとか、そういうのは必ずしも必要ないと思っていますけれども、どうなのか。必ず何時間以内に来いとか、そういうのは要らないと思うのですが、一応要らないということを確認しておいてもいいのではないかと思います。

○森田座長　ありがとうございます。要らないことを確認するというのは難しい。

城山委員、どうぞ。

○城山委員　吉岡先生と若干発言を誘導尋問的に書いてしまったので申しわけないと思っているのですが、多分言っていただいた趣旨で大体のところは入っていると思います。

特に、1つは現実的にセクター別運用のようなことはなされてきたのだけれども、これは民主的性格の確保のところにもかかわるのですけれども、多分そうではなくて、むしろこれは専門性にかじを切るべきだろうと。そのときにおっしゃられた専門性の2つは、まさに原子力技術にかかわる部分と、ある意味では核不拡散等にかかわる部分という話で、プラス1、何かは必要だろうというのが言外のインプリケーションなので、むしろ、そういうことを確認する上で若干問題提起発言的なものとして引用させていただいたという趣旨ですので、ありがとうございました。

○森田座長　では、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員　この有識者会議の進め方にもかかわるのですけれども、先ほど座長が、組織論が中心なのに、組織論になると発言が少ないと言われたのですけれども、私は必然性があると思うのです。機能を定めるまでのときには、それぞれのいろんな立場からいろんな意見を言って機能を絞り込んでいくところでは、まさに有識者として発言する機会があったと思うのですけれども、その機能が一応代替できたときには、ずっとこの間、行政学の話をしていると思うので、行政学の専門性を持った人が中心で、余りに民主的にやり過ぎ

ていて、前回の会議と今回の会議というのは、きつい言葉で言うとやや屋上屋を重ねているところがありまして、会議の開催を後でまたふやすというようなメールも来ているのですけれども、私は1～2回は節約できる。もうこの間の意見を踏まえて、組織としての案を示していただいて、それに対してどうするかという議論のほうが効率よく進むのではないかな。

私、有識者というのは一番よくないと思うのは、何で有識者かということ、知識あるというのは専門バカだから知識があるわけです。専門外のことは知らないわけなのだけれども、有識者だと言われるとあらゆることに口出す人が余りに多くて、それが日本のおかしくなった理由ではないかと思っています。

そういう意味で、ここは行政学の担当の人がもう一步踏み込んだ具体案を示していただいて議論するというほうが効率的なのではないか。そういう意味で発言機会が少なくなる必然性があると思います。

○森田座長 ありがとうございますと言うべきか、逆に、原子力の機能のほうについて私は専門外で、行政学のほうが専門なものですから、どうしても私が発言するのが多くなるかもしれません。基本的には、今、御発言があったような形で、少し組織的なことは行政についてお詳しい城山委員、増田委員に今までの議論を含めてですけれども、ただ、有識者というのはどういうものかということもあるかと思いますが、有識者の「識」が学識の「識」なのか、あるいは常識の「識」なのか、非常識の「識」ではないと思いますけれども、その辺がいわゆる実務も含めてその分野にかかわってらっしゃる方の御意見というのは重要ではないかと思っております。

○橘川委員 多くの場合、学識がある人は常識がないと思っています。

○森田座長 それについてコメントは控えます。

大臣、どうぞ。

○山本大臣 今、橘川委員からいろいろ御発言があったのですけれども、行政学の専門委員の方に少し踏み込んでもらう前に根本的なことですけれども、これを委員会にすることを前提にすれば、佐藤委員がおっしゃったように、国会同意人事というのは普通の流れなのかもしれませんが、吉岡委員がおっしゃったように、これは政治の話ですが、国会同意人事が多過ぎるという議論も実はあって、この間、規制委員会もそうですし、原子力委員会のこれまでの細かいことは申し上げますが、いろんな経緯を考えたときに、国会同意人事が100%いいのだろうかというところも考えて踏み込んだ案をつくっていただければと思うのです。

国会同意人事にする理由は、森田座長がおっしゃったように、国会への影響力を担保するためなのですから、逆に言うと、極めて政治的に振り回されて委員が決まりにくいとか、いろんな弊害もあるので、そこの根本のところだけ、本当に国会同意人事のほうがメリットはあるのかということはまた考えていただいて案をつくっていただくべきではないかな。

私は、5人の方が必要なのかどうかということも、もちろん、どういう機能にするのかということにもかかわると思うのですけれども、そこら辺のところも少し考えていただけないかなと思います。

○森田座長　ありがとうございます。

実は私も公務員等の再就職等監視委員会で、3回、国会不同意人事になっているものですから、それについてはよくわかっておりますけれども、制度的にはやはり国会で同意していただいたことの重みは重要ではないかと思っております。

大臣のこのような御発言もございましたので、では、城山委員、増田委員、もちろん私もお手伝いいたしますけれども、そちらのほうでもう少し踏み込んだ案をつくって、それを御議論いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、実はもう一つ、論点として、事務局のほうの話が出ておりまして、これにつきましては内閣府のほうで現状も含めていろいろな条件について御説明をいただいた後で質疑に入りたいと思いますけれども、城山委員、10時30分で退席と聞いておりますけれども、論点を整理された立場として、事務局について御発言をしてから退席を。

○城山委員　これは有識者のほうが考えるべきか、行政学者が考えるべきかという点はあるかもしれませんが、先ほど申し上げた点ですが、5ページでいうと、要するに事務局職員の利害関係者でどういう範囲で排除すべきか。これは前回、橘川委員から御指摘いただいた点ですが、ここはサブスタンスにかかわる問題で、要するに自主的な知識がどこにあって持ってくるかというのは組織論だけでは片づかない話なので、電力事業者、原子力機器メーカーというのは一律に排除するのか、この書き方で排除するのは、出向者は排除しますという書き方なのだけれども、こういう方でいいのかどうかですね。それはいろいろ御議論いただきたいというのが1つです。

その1つのバリエーションがJAEAをどう考えるかで、確かに政府関係機関ではあるという意味もありますし、そこで一定の安全研究等へ、核不拡散の研究をやっているという意味では重要なリソース源なのですが、他方、JAEAも事業者の側面を持っている。そこは多少線を引いて、JAEAは若干異なった扱いをしてもいいのではないかというのがここでのインプリケーションなのですが、それについてどう思われるかということが2点目。

最後は、逆に事業者や機器メーカーを排除すると、多分アカデミー、学会、大学等の役割は大きくなってくるので、そういうところと知識交流をしたり、人を連れてくるのかとか、そういうアレンジメントを考えなければいけないので、そこをどうするかというのが3点目。

最後は、各省との関係のところ、指定職でどのぐらいウエートを置いていただくかということと、各省からの関与の仕方をどうするかという先ほど議論になった点が4点目です。

そのあたりについて、少し意見を伺った上で案を考えたいと思いますので、よろしく願います。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、内閣府のほうに御説明いただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○板倉参事官　まず、事務局の議論の前に、前々回にいただきました宿題ですけれども、他省庁の委員会で行政庁に対して勧告することがある委員会はどういうものがあるかということがございましたので、それについて調べた結果が資料２でございます。

まず、事務局で把握しているものとしましては25の審議会、委員会が過去３年間、勧告権限を持っておりまして、そのうちの６つが過去３年間で実際に勧告を行っております。この資料でございますが、１ページ及び２ページに記載されております委員会は、国家行政組織法第３条第２項に基づく委員会などでありまして、処分など強力な勧告権限を有するものでございます。

３ページに記載されておりますのは原子力委員会も入っておりますけれども、委員会や審議会が自ら企画・審議などを行いまして、その実施に当たって強力な勧告権限を有するもの。

４ページ、５ページに記載されておりますものは、個別法に基づき、行政処分等を行うに当たって勧告権限を有するもの。

６ページに記載されておりますものは、紛争処理などを行う、そういった観点からの勧告権限を有するものでございます。

最後、７ページに記載しておりますのは、以上の分類に当てはまるのが難しいものということで整理しております。

実際に勧告を行った委員会、審議会などについては、具体的に御説明しますと、例えば１ページの運輸安全委員会は、事故防止策実施の徹底を図るために強力に指導を行ういうために勧告を行っております。

また、７ページの中央建設審議会につきましては、例えば標準的な請負契約の約款を改定し、建設業者などへの周知を図るために行っているということで、委員会や審議会などによって役割は様々であるということでございます。

続きまして、資料３－１が先ほど来、御議論がありました事務局体制について、特に参与、調査員等の扱いにつきましてでございます。原子力委員会及びその事務局には、現在、原子力委員会参与、更には技術参与、政策調査員といった制度がございます。見直し後に原子力委員会又は後継組織が残る場合には、こうした制度を十分に活用することが考えられるわけですが、その場合の企画・審議・決定プロセスの専門性、公正性、中立性を維持するに当たっての考え方について御説明申し上げたいと思います。

まず、１つ目でございますが、原子力委員会設置法施行令に基づいて設置されております参与は事務局ではなくて委員会そのものの会務に参与するということを目的としてございまして設置されておりますが、後継組織において新たに選出される委員ではカバーできない専門分野に関しましては、こうした参与を活用することが考えられます。

また、企画・審議・決定の対象となる課題によっては、研究機関自体が利害関係の当事

者であるという可能性も否定できないということになりますが、こうした課題の企画・審議・決定プロセスに当該研究機関の有識者が参画しない仕組みを内規等で策定して対応することが考えられると思っております。

具体的な例でいいますと、原子力研究開発機構（JAEA）の有識者を任命している期間のうち、原子力研究開発機構の保有する放射性廃棄物の処分方法などに関する課題について企画・審議・決定をするというような場合につきましては、当該有識者を情報収集、分析の方針の検討段階から参画させないということが考えられます。

また、大学の有識者を選定する際には、企業からの研究補助金の内容などを精査しまして、専門性が期待される分野の企画・審議・決定において利害関係に疑義が生じないようなものを選定するということが考えられるかと思っております。

2つ目でございますが、内閣府規定に基づく技術参与は事務局側にかかわるものでございまして、原子力関連企業と利害関係のないもの、また例としましては、研究機関の退職者とか原子力関係企業退職者などについて、これは年齢などで元の組織に戻らないということを確認した上で、期限付きの非常勤職員として採用する、公募により選定することが考えられると思っております。

3つ目が政策調査員、いわゆる調査員でございますが、技術参与と同様に、事務局にかかわるものでありまして、これにつきましては、企業又は団体等の職員等の知識や経験が必要となる場合につきましては、政策調査員を公募により選定し、活用するという可能性はあろうと思っております。その場合に、政策調査員に原子力関連企業の出身者を選定する場合には、出身元の企業と利害関係が生じる可能性がある企画・審議・決定プロセスに影響を与えないよう、この政策調査員が携わる調査・分析業務等に関するルールや業務内容のチェックに関する内規などを策定して対応することが考えられると思っております。

この内規の具体的な内容につきましてはイメージでございますが、政策調査員としては、まず利害関係の深さや過去の経緯等を踏まえまして、電力事業者からの出向者は基本的に選定の対象外とすることが適切と考えております。

また、原子力関連機器メーカーの出身者については、見直し後の組織における検討課題の大部分が一企業の利益誘導につながるということまでは想定されないということから、選定の対象から一律に除外することまでは考えにくいと思っております。仮にこうした原子力関連機器メーカーの出身者を選定する場合であっても、当該メーカーの利益に関連する可能性のある課題等については、企画・審議・決定の事前準備段階であります調査分析業務に参画はさせない。更には、仮に参画させる場合であっても、それらの内容を他の利害関係のない職員にチェックさせるということで影響を排除していくということが考え得ると思っております。

4番目の関係各省からの出向者、併任者につきましては、対象者として関連業務の経験者を依頼することによりまして、一定程度の専門性を確保できると考えております。

また、外部機関の活用につきましては、具体的な企画・調査・審議の多少分野は見直し

後の組織で検討されるということになります。必要に応じて予算措置等についても検討することが考えられると思います。

この予算措置に基づきまして委託調査などで外部機関を活用することも考えられますが、その場合には、その結果について有識者で構成される専門部会等で公開の審議をすることで中立性、公正性を維持することが考えられるということでございます。

以上が資料３－１でございます。

資料３－２でございますけれども、これは前回提出した資料４の中の見直し後の政策課題の例の部分で若干修正させていただければということで差しかえということで御提示申し上げます。

具体的には、平和利用の中で、その他審議対象となり得る課題の例の中では、前回出した資料では核セキュリティの話につきまして、事業者の自主的取り組みということが書いてありましたけれども、これにつきましては、若干検討の余地があるということで、代表例としては削除いたしました。

放射性廃棄物の処理・処分を中心としたサイクル政策につきましては、前回、廃棄物についての説明が若干不十分だったということで、そこを追記いたしまして、例えば２ページになりますけれども、核燃料サイクル諸量等の評価の中で、例えば使用済燃料、放射性廃棄物、プルトニウム、劣化・回収ウランの蓄積量や放射性廃棄物処分場の必要量の予測とか、あとはその他、技術オプションにつきましても、低レベル放射性廃棄物について発生元ではなく、性状に応じた一元的な処分方策などの合理化、改善の検討及び提言、こういったことも例となり得るということで追記させていただきました。

続きまして、資料３－３でございますけれども、他の審議会の事務局体制につきまして、前回は参考としまして原子力安全委員会、更には総合科学技術会議の事務局機能を添付いたしました。加えまして１ページ目になりますけれども、宇宙政策委員会、更には総合海洋政策本部の事務局体制についても、ここに書いてあるとおりの情報を入手しましたので、お示ししてございます。

具体的には宇宙関係では指定職、課長級２名、５名ということで、それぞれ専任者がおります。また、海洋政策本部につきましては、指定職１名、課長級７名ということで専任者がいるということでございます。

説明は以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

事務局についても鋭意いろいろな御意見があろうかと思っておりますけれども、また城山先生、増田先生に細かくは御検討いただきますけれども、何か御発言をここで是非ということであれば。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員　今の説明、大体了解できたのですが、利害関係のところのプロセスを外すという仕組みを入れるのだったら、電力会社と機器メーカーを区別する必要はないの

ではないかと思います。電力会社のほうがより利害関係が強いというお話なのですけれども、機器メーカーのほうが会社数が少なかったりしますので、今の部分、機器メーカーと電力会社は違うのだという説明は、何となく現状の後づけの説明みたいなような感じがいたしまして、電力会社悪者論に聞こえるような感じの思いがいたしますので、私はその部分は納得できませんでした。それを検討のときに考慮の対象にしていいただければいいと思います。

○森田座長　ほかにいかがでしょうか。

山地委員、どうぞ。

○山地委員　今のに関連するのですが、電力会社は何を指すかというのは、今後、電力システム改革の中で分社化されていくとか、新規参入者、卸売電気事業は今でもそうです。そこをはっきりしておかないと曖昧だと思います。まずは形式的な話です。

あとは、利害関係というときに、私も橘川委員とほとんど同じ考えで、メーカーの方であれば利害関係がなくて電力会社の中で利害関係があるというのは理解し難いと思います。

○森田座長　吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員　アカデミーということを前回述べたものがここに出ているような気がするわけですがけれども、アカデミー側としては、昔はそれなりに大学教員は余裕があって、サバティカルを導入するとか、その直前になって法人化がなされて九大はなくなってしまったのですけれども、あるいは求職者を活用するとか、大学の人事をより柔軟な運用にするよう、そういう措置が必要だと思いますけれども、基本はどれだけ受入れ側である私たちが優遇できるかというような、優遇は個人に対してもそうですし、出す組織に対してもということが恐らく必要になるので、詳細なそういう手法について、私は余り存じ上げておりませんけれども、本当にやろうとするならば、これは非常にいいことでありますので、人事交流の促進というのは是非真剣に議論してほしいなと思っております。

ほかの事務局、利害関係ということについては皆さんとほぼ同じ意見です。とりあえずそのぐらいで。

○森田座長　ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　人材、採る相手として国際機関で働いた人とか、外国の研究所、その他で働いている人も入れられたらどうか。例えばアメリカで有名なのがいろいろありますけれども、イギリスのシェフィールドなどでも原子力のことだけの研究所をやっているようですから。その場合、外国でまだ若い人だと4年とか5年とかということで交代かもしれませんから、JAEA等からの受入れ方はどうすべきかというのと同じような感じで、受入れ方も考えなければならないかと思います。もちろん日本人であるという前提で海外で研究に携わった経験者も入ってもらうということは大事なのではないかと思います。

○森田座長　近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長　内閣府と書いてあるけれども、私は原子力委員会で、3－1は余り賛成し

ていないのです。この書き方は悪いのですけれども、要するにこれからの在り方について書いているのです。だから、ここで議論すべきかはわからないのです。

ポイントは、今後は公募にしましょうと書いてあるわけです。公募でアプライする人に制限をかけるかどうかという議論をするというのですけれども、どこかの企業の退職した人が一生公募に手を挙げられないというルールは、世界中を探しても多分ないと思うのです。クーリングオフの期間を何年にするかというのは争点だと思うのです。

コンフリクト・オブ・インタレストの議論は、アメリカではアピアランスリスクとか使います。本来的には経済的利害が生ずるかどうかということで決めるのが原則なのですが、いわゆる見かけ上、関係している人がいると変な決定になるかもしれないというリスクも同時に考慮しなさいというのは非常に立派なルールブックに書いてあるのです。日本はそこがむちゃくちゃになっていまして、しかし、いろいろと実務をやっておられてだんだん整理がされてきて、最近はクーリングオフ2年間とか1年間する、3年間するということで整理されてきているのですけれども、そういうコンセプトが実は3-1には何も反映されていないので、最近の霞ヶ関改革の議論すら反映されていない感じなので、私は別に賛成していないということをはっきり申し上げます。

○森田座長 事務局で調整していただきたいと思いますが、これはそれぞれの御意見だと思いますので、承っておりますが、ほかにいかがでしょうか。

今、近藤委員長もおっしゃいましたけれども、組織をつくる時に人材は非常に重要ですので、どういう形で優秀な人材を集めてくるかというのは、まず1つのポイントになると思います。その場合に、利害関係者の場合には、本来のあるべき姿と比べて業務の在り方をゆがめてしまうという危険があると思いますけれども、日本の場合はどちらかといいますと、組織自体の利害関係があるという属性でもって排除するというかなり厳格なやり方をしております。それ以外に、そういう人の場合には一定の条件を課すとか、あるいは何をしているかということについて透明度を高めるとか、その辺は人材の活用の仕方とのバランスの問題かなと私自身は思っております。そうしませんと、本当はかなり規模の小さな組織で優秀な人材を集めてもらって、しかも高いモラルを維持するというのとは一番重要だと思うのです。そのために何が可能か。

アメリカの例がありましたが、日本の場合のこういう問題の1つのあれは、終身雇用で本籍があるものですから、出向元というか、親元企業との関係がどうしても取りざたされる。アメリカの場合にはさっさと転職してしまいますから、その都度その都度、どこに忠誠心を持つかというのを確認しないと仕組みとして動かないと思うのですけれども、日本の場合にはどうしても出向という形になった場合には親元企業に忠誠心を持つ。したがって、そこで人材がいてもなかなか使えないというところもあるのではないかという気がしております、この辺はまさにもう少し細かい詰めの段階になると思いますので、また御議論いただきたいと思います。

あえてこの考え方に水を差すつもりはありませんけれども、私自身は余り最初から排除

してしまうというよりも、もう少し弾力的に考えたほうが組織としてはいいのではないかと。というのと、もう一点は、公募というやり方を最近よく言われますけれども、公募というのはマーケットで優秀な人材がたくさん応募してくるという前提で成り立っているところだと思ふのです。今、だんだんその前提が崩れてきたのかなという気もしますので、その場合には、どうやって優秀な人材をリクルートするかという、別の仕組みも少し考えなければいけないかなと。余計なことを申しましたけれども、この辺についてはそういうことも含めて、退席されましたけれども城山先生、増田先生にお考えいただきたいと事務局は伝えていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。特にこの分野も幾つか論点ございますので、事務局にお手伝いいただきまして、両先生と私もお手伝いしますけれども、少し詰めた案を考えてみたいと思ふます。この部分を除いても全般を通して更に御発言があればお願いしたいと思ふますが、いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 全般ということではないのですが、近藤先生の言ったクーリングオフ制度というのは、機械的に適用したら相当まずい話になるので、例えば国会事故調というのは審議会委員を過去2年だったか3年だったかやっているのも機械的にだめだとか、それをやったら、私は政府事故調でしたけれども、私のような者を外すのは不自然なようですから、その辺のクーリングオフ制度を提案するなら、もう少しやり方があるのではないだろうかと思ふます。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 細かいところですが、資料3-2、今までの議論で出てきた審議対象となり得るという表現です。平和利用のところのその他審議対象のところ、レーザー核融合の技術が出ていたと思ふのです。これはレーザー濃縮等の「等」に読めということかもしれませんが、キャラクターが違いますね。だから、できれば明示的な書き方をしておいていただければと思ふます。

○森田座長 ありがとうございます。

せっかくですから、お一方ずつ、佐藤委員、いかがですか。よろしいですか。

○佐藤委員 強いて言えば、私は先ほどの利害関係のことについて、もう少し突っ込んでいい人を集める、人材を集めるという視点からどういう制度がいいかということを考えていただくとよろしいかと思ふます。

○森田座長 橘川委員、よろしいですか。

○橘川委員 蒸し返すのもあれですが、資料1の1の取り組むべき事項の(1)と(2)と(3)のバランスみたいなものですが、(2)のところに「核燃料サイクル」というのが表題に入ります。これは核燃料サイクル以外の処分・処理とかということがあり得ることだと思ふますので、テーマは放射性廃棄物の処理・処分に関連する事項とかに

しておいて、括弧の中にむしろ核燃料サイクルを含むとかとやったほうがいいのかという気がいたします。

○森田座長 では、それも検討してもらいます。

それでは、特に御意見なければ、少し早いのですが、そろそろクロージングしたいと思います。

近藤委員長、よろしいでしょうか。今までの議論で何かありますか。

大臣はよろしいですか。

それでは、ありがとうございました。本日はこれくらいにさせていただきます。前回に引き続きまして、原子力委員会の組織の在り方について議論をしていただきまして、次回は、最初にも申し上げましたし、途中でもそのように申し上げましたけれども、城山先生、増田先生を中心に、組織に関する方向性といいますか、もう少し具体的なものを取りまとめさせていただいて、それを確認していただくということにしたいと思います。

本日の議論に関しまして、あるいは資料につきまして、更に追加の御意見等がございましたら、事務局宛に御提出いただければと思います。また、更に別の資料を提出されたいという委員もいらっしゃいましたら、事務局に御提出していただきたいと思います。会議の場で議論させていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、事務局から次回の日程等について、お願いいたします。

○石井参事官 次回、第11回でございすけれども、12月5日、木曜日、10時～12時を予定しております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございました。

本日は、予定より10分強早く終わりました。効率的に進めることができました。どうも御協力ありがとうございました。これで終わりにいたします。